

# 調整給付額の計算方法

※令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、前年の令和5年分所得税額を用いて、令和6年分所得税額とみなす。

## (1) 「所得税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額  
3万円 × (本人 + 扶養親族数)

—

令和6年分推計所得税額 (減税前)  
= 令和5年分所得税額 (実績)

=

① 所得税分控除不足額

① < 0 の場合は 0

## (2) 「個人住民税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額  
1万円 × (本人 + 扶養親族数)

—

令和6年度分個人住民税額 (減税前)

=

② 個人住民税分控除不足額

② < 0 の場合は 0

➔ **調整給付額 = ① + ② (一万円単位で「切り上げて」算出)**

(例) 減税対象人数2人の場合、① + ②が

- ・ 0円超1万円以下の場合 ⇒ 1万円
- ・ 1万円超2万円以下の場合 ⇒ 2万円
- ・ 7万円超8万円以下の場合 ⇒ 8万円